

省エネルギーの実務

平成28年12月

文部科学省
大臣官房文教施設企画部
参事官(技術担当)付



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 定期報告書作成の留意点について
2. フロン排出抑制法について
3. 電子報告システムの活用について

1. 定期報告書作成の留意点について



定期報告書の提出状況

- 事業者全体のエネルギー使用量が一定値(原油換算量で1,500kl/年)を超過する場合、省エネ法第15条第1項に基づき、特定事業者として定期報告書・中長期計画書を毎年度7月末日までに提出することを義務付けられています。
- 昨年度に提出があった文部科学省が主務大臣となる定期報告書は、744事業者・478指定工場であった。

所管事業者からの定期報告書の報告状況(平成27年度提出分)

事業区分	特定事業者数	第1種エネルギー管理指定工場数	第2種エネルギー管理指定工場数
国立大学法人	73	86	39
公立大学法人	22	14	11
学校法人	210	116	140
独立行政法人等	16	27	12
大学共同利用機関	4	6	4
教育委員会	398	0	7
その他	21	5	11
	744	254	224



定期報告書作成の留意点

特定表の留意点	
表紙	・宛先の誤記
特定第2表	・前年度原油換算値の誤記
特定第3表	・必要な個所への記入漏れ、前年度原単位の誤記
特定第4表	・原単位及び対前年度比の記入漏れ、誤記
特定第5表	・原単位悪化理由の記入漏れ
特定第12表1	・当該事業を所管する大臣の誤記 ・事業区分ごとの明細記入漏れ
特定第12表3	・調整後温室効果ガス排出量の記入漏れ、誤係数での計算
特定第12表4の1 特定第12表4の2	・電力会社の排出係数の誤記
指定表の留意点	
指定第1表	・エネルギー管理指定工場等番号の誤記
指定第2表	・前年度原油換算値の誤記
指定第6表	・原単位及び対前年度比の記入漏れ、誤記
指定第7表	・原単位悪化理由の記入漏れ
指定第8表	・「1. 専ら事務所」と「2. 工場等」のシート選択ミス ・該当項目のチェック漏れ

留意点(表紙)

様式第9 (第17条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

文部科学大臣 殿

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項の規定（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり報告します。

文部科学省に提出する書類の提出先は「文部科学大臣」と記載してください。
誤り例：「文部科学省」「〇〇経済産業局長」

提出日は空白ではなく、必ず記入してください。

留意点(特定第5表、指定第7表)

特定-第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		㉑	㉒	㉓	㉔	-

備考 特定-第3表1において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		㉑'	㉒'	㉓'	㉔'	-

備考 特定-第3表2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

特定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由

5年度間平均原単位変化が
99.0%を超えた場合に該当

(ロ)の理由

対前年度比が100.0%以上の場合に該当

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由

5年度間平均原単位変化が
99.0%を超えた場合に該当

(ニ)の理由

対前年度比が100.0%以上の場合に該当

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

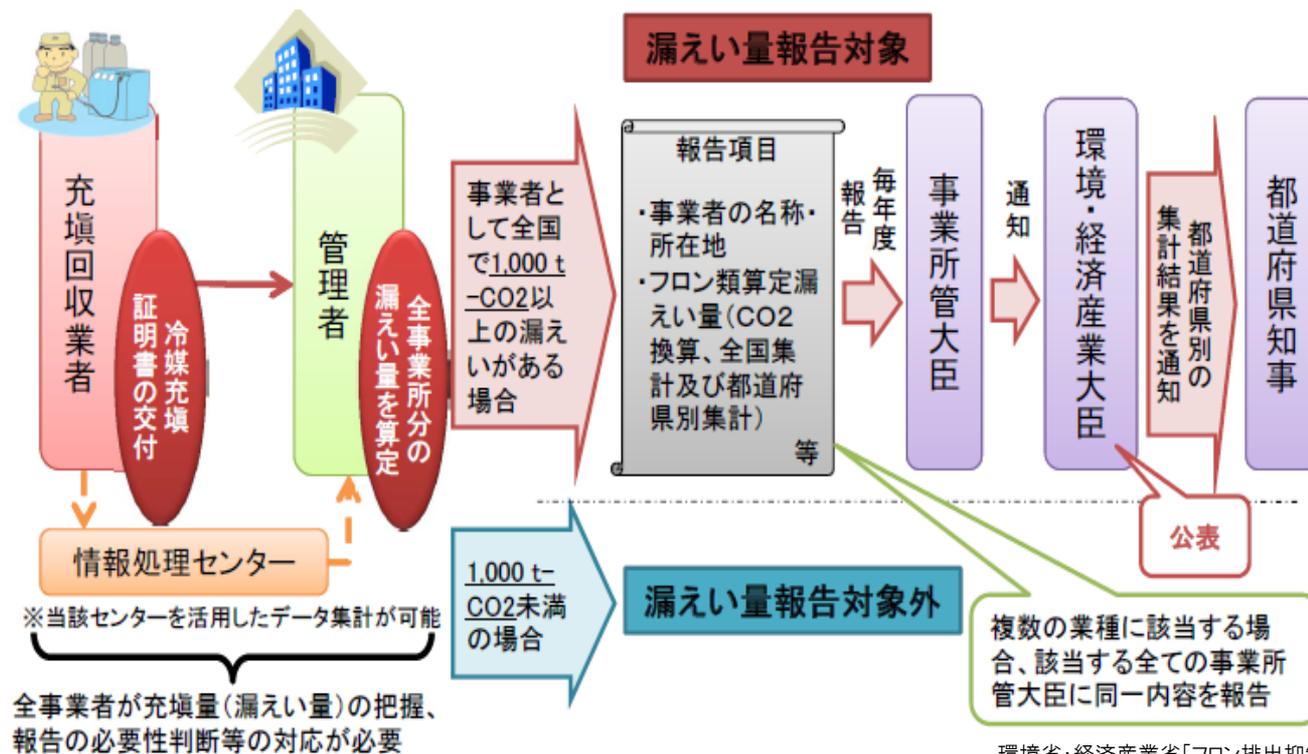
※指定第7表も同様になります。

2. フロン排出抑制法について



フロン類算定漏えい量の報告

- フロン回収・破壊法を改正し、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)として、平成27年4月から施行されています。
- フロン類算定漏えい量が年間1,000t-CO₂以上の場合、「フロン類算定漏えい量の報告」の対象となります。管理者は所管する省庁へ7月末日までに報告書を提出する必要があります。
- 国に報告された情報は、整理した上で公表します。



環境省・経済産業省「フロン排出抑制法の概要」より

管理者の取組について

○第一種特定製品の管理者(所有者など)は、機器を適切に管理する必要があり、フロン類の漏えい防止に取り組むことが求められます。

第一種特定製品



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



ターボ式冷凍機 等

対象外



家庭用冷蔵庫



家庭用
ルームエアコン

平常時の対応

①適切な場所への設置等

・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全。

②機器の点検

・簡易点検: 全ての第一種特定製品を対象。誰でも実施可能。
・定期点検: 一定※の第一種特定製品を対象。専門知識を有する者が実施。

漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

④点検等の履歴の保存等

・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

※当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器など

簡易点検及び定期点検

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用の空調機器・冷凍冷蔵機器を対象とした目視による外観点検等を行う簡易点検
- 一定規模以上の業務用の空調機器・冷凍冷蔵機器を対象とした専門家による冷媒漏えい検査等を行う定期点検

管理者に求める点検の内容

	機器の圧縮機に用いられる原動機の定格出力	点検の頻度
簡易点検	全ての業務用空調機器・冷凍冷蔵機器	3か月に1回以上
定期点検	7.5kW以上50kW未満の空調機器	3年に1回以上
	50kW以上の空調機器	1年に1回以上
	7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上



3. 電子報告システムの活用について



電子報告システム

電子報告システムには2種類あります。

- 「省エネ法・温対法電子報告システム」とは、省エネ法、温対法に関する各種届出書や報告書の書類を受け付けることのできる全省庁共通の電子報告システム。
- 「フロン法電子報告システム」とは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する各種報告書を受け付けることのできる全省庁共通の電子報告システム。

<電子報告システムによるメリット>

- ・書類を持参したり郵送したりする手間が省略可能
- ・複数省庁へも1回の操作で提出可能
- ・提出いただいた書類に不備等があった場合には、複数省庁に対してオンラインでの修正が可能

電子報告システムを利用するには、事前に「使用届出」を届出先へ提出し、ID番号の付与を受ける必要があります。

電子報告システムの使用届出の届出先

対象事業者(届出様式)	届出先
省エネ法(様式第23)	経済産業局
温対法(様式第4)	経済産業局又は地方環境事務所
フロン排出抑制法(様式第4)	環境省又は経済産業省

報告書の提出先（紙媒体での提出の場合）

定期報告書・中長期計画書（省エネ法・温対法）

- 事業を所管する大臣への提出
- 事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局への提出

フロン類算定漏えい量等の報告書（フロン排出抑制法）

- 事業を所管する大臣への提出

文部科学大臣が事業を所管する大臣の場合は、次の宛先に7月末日までに提出をお願いします。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 大臣官房文教施設企画部参事官（技術担当）付